時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送料廣告料へ左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報は毎日直接に郵便にて遞送するものに限り右定價の外に一箇月二十六錢の郵送料を申受く

月曜日、大祭祝日の翌日并に臨時年賀等他の新聞紙休刊の日のみに時事新報の配達は一ヶ月前金八錢なり但し郵便配達の地方は此外一枚に付一錢を申受く

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰五箇條活字ニテ	一行二付一日限	一行二付二日以上六日迄	一行二付七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	六錢
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	五錢
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

酒茶煙草咖啡の功能（昨日の續）

石河幹明　譯

又世の所謂改良家なる者の説に凡そ酒は其初め適宜に之を用ふるも、終に過度に傾くものありといふものあれども經驗に依るに適宜に酒を用ひたる人にして畢生の中、終に亂用に陷りたるものは其數極めて少なしと云へり蓋し飲酒の結果は其性質二様の別あり即ち一は喜んで酒を飲むものにして多々益々深く住境に入り醉の極度を以て樂の極度となす者あれども幸に此種の酒客は其數甚だ少なくして世間多數の人には飲酒の結果甚だ佳ならずして既に醉に埀んとする時は忽ち頭痛眩暈等の不快を感じ自ら用心して酩酊を遁るを常とす左ればよの二種の中、前者は過飲の酩酊人にして此輩に向て節制中和を望むは到底無理なるべしと雖も其他多數の人は強て苦痛を犯すまでは酩酊するみと能はざる所の者なり左れば飲酒は必ず過度に陥るものなりとの論は曾て皮相の見たるのみならず本來生理を知らざるの説と云ふ可きのみ天下多數の人は茶、咖啡、煙草、酒等日々一定の分量を用ひて生涯の間、曾て其効合を變ずるみとなく又人體の組織は日々變更して明日のものは今日のものと同じからざるが故に今日刺撃を受くる所の組織の分子は明日既にその迹を留めざるものありと知るべし故に酒類の害用より生ずる害とその利用より來る利とは共に世の公論に任すべきみと勿論ありと雖も今日までの處にては其害のみ著明にして其利益の世に知られざりしかろ遺憾なれ共に角に酒類に防消の力ありて人生に利益を與ふるみと少なからざるは事實疑ふべからざるあり扨又その有害の結果を觀るに酒に次ぐものは茶なり其害固より酒と同日の談に非ずと雖も順序に於ては酒の次席に位するものにして其害の重もあるものは秘結及び神經過敏等に在り茶の成分にはタンニンと云ふ腹部の働を抑制する收斂分を含有するみと凡そ百分の十八なるが故に屢々濃厚の茶を用ふるときは神經の興奮を起し又は心臓の働を不規則ならしむるみとあり然れども之の體部の消耗を防制する所謂防消の効に至りては非常に大なるものにして厄人數多召使ふ家の主人の眼に埀僕の中よく其旁に服して曾て怠るみとなく身體は常に健康にして左りとて多く物を食ふにもあらず幾年も同樣にして飽を改めざる者あれば其者に限り必ず大に茶を喫むと云ふ吾々の毎日聞く所にして斯の如きは確かに防消品の効能と云はざるを得ず煙草に至ては是等の物質中よりて其害の少なきものあるよりも拘らず世上の攻撃は最も甚しかりしが其流行非常に迅速なりして今は世界一般に需用する事となれり今夫れ煙草の物たるや之を用ふるも酒の如く愉快の感を起すものにあらず唯阿片に比すれば虞睡の度少なきのみにて何の快楽もあらざるに其流行は水の卑きに就くが如く殆んど全世界に氾濫し人口盛にして野蠻人も開化人も悉く之に歸依せざるものなし驚くべきの事實とあらずや蓋し聰明睿智の人と雖も種々樣々の原因より成れる結果を唯一の原因に歸せんとするの弊は免かる可らざる所なり流俗の外あらず醫説に觀神經の衰弱症を認めて以て煙草過用の徴なりとするもの多しと雖も歐洲中にて士度は醫家の謂ゆる過度と稱する所の分量に均しけれども同國人中には觀神經の症に罹るもの甚だ稀なりと云ふ又世界中には小兒の未だ歩行する能はざる頃より喫煙を始め然かも其習慣は全國一般に行はるゝ所なり若しも前の醫説をして眞實無妄ならしめなば此國の成年者は悉皆盲者たらざるを得ざるの次第あらん右の如く喫煙に對する非難は何れも一斑を以て全豹を斷定せんとするの類として取るに足るものあしと雖も唯一の少しく聞くべきものは煙草を用ふる人にして其習慣を廢するときは心身の爽快を覺ゆべしといふの一事なり然れども一朝斷然として年來の習慣を廢するときは假令へよの習慣は善良なるものにても一時は大に心身を益するみとあり是れ即ち病を治ひるに變化療法を貴ぶ所以にして獨り喫煙の一事よのみ限るものにあらざるなり抑も眞成に喫煙の結果の利害を觀察せんとするよは一人一個の場合よ於けるのみならず數年間其習慣の下に在る數多の人に就き始めて眞相よ近きものを窺ふことを得べしヨハン シンクレーヤ氏は英國の養老院に於るときは心身の爽快を覺ゆべしとい

時事新報

官報

○遞信省告示第二號　と題して去る十一日の本欄に掲げたる項中竹之鄕とあるは中之鄕の誤りなりと昨日の官報に是正したり

○警視廳告示第一號

自今鹿鳴門下馬下乘ノ制限ヲ廢ス

明治二十二年一月十六日　警視總監折田平內

○辭令

（各通）

非職元農商務權少書記官　服部五十二

非職滿期ノ處調五年以上在官ニ付現俸給年額四分ノ一下賜（一月十二日農商務省）

遞信六等技師　山口　孝直

東京遞信管理區內巡廻ヲ命ス（以上一月十五日遞信省）

內匠技師　片山　東熙

書記上席兼檢査ノ事ヲ囑托ス（昨年十二月四日書記廳）

農商務三等技師　谷口　直貞

諸製造所器械檢査ノ事ヲ囑托ス（一月十四日同）

○休日事務取扱公示　下谷區ニ於ては諸稅徴收の備ニ付き當分の內日曜大祭の休日を廢し事務を取扱ふ旨告示せり

○市區改正費　本郷區役所に於て徴收する特別稅即ち昨年府令第七十六號市區改正費ニ屬する地租割金高は千七百六十四圓一錢一厘にして此課額目安地租七千三百十三圓四十三錢八厘あり

○演説會　去月中東京府下に於て開會せし演説會は學術に係る演題三十二件、度數十五度、辯者三十四人宗教ニ係る演題十四件、度數五度、辯者十七人なり

雜報

○賢所御代拜　賢所御代拜として每朝午前七時ニ侍從一名を差遣さるゝ定めにて赤坂假皇居にては徒歩ありしも宮城に御移轉の後は馬車にて下向する事とありたるよし

○警視廳の下乘解禁　警視廳は昨十六日より廳門下馬下乘の制限を廢したり

○地方の政況（去る十二月三十日の續き）

山口縣會の概況　同縣會議員は改撰期每ニ一二の新議員を加入するのみにて在來議員の再撰せらるゝもの多く議長の如きも數年前より吉富簡一氏一人にて勤め議會內の新陳代謝甚だ稀なれば從て議場風波を生ずること尠く每年の議會絶て議論なしと云ふも殆んど不可きが如し左れば昨冬の議會も大ニ人の注意を惹起す程のことなく議事を終りたるが其中ニ就き微風細波とも唱ふべき二三の議事を擧ぐれば土木補助費の項に關し二樣の議論を生じ一は馬關より萩を經て石州に通ずる道路を開築すべしと云ひ一は目下の民情兎ても負擔に耐へざるべしと論じ遂ニ同補助費を廢したり次は尋常師範學校建築費にして是れ亦負擔に耐へずとて廢案に歸したり夫より稅則等級の事ニ付き是迄山口と馬關は共ニ一等地なりしに今度馬關ニは市制を布き山口には町村制を施くニ付ては馬關は他の課稅支出等山口より重きが故原案には馬關を二等に引下げしを不公平ありとて山口を二等、馬關を一等ニせんとの議論起りしが結局原案ニ決せり又彼の機密費の如きも「議決の後といへども誤謬あるとを發見せば再議に付すると」と云へる箇條を議事細則に加へ原案三千七百圓を三千圓に修正せしのみにて通過せり之を要するに黨を樹て派を分ちて反對する者なきは主として同縣會の沈靜なる所以なりと云ふ○縣內の政況　同縣は世人も知る如く維新の際俊才勇士雲の如く起りしが後大抵朝ニ仕へて一時は野に復た遺賢なしと云ふ有樣ニ至りしを以て起て政治を談せんとする者尠く從て同縣政治社會の沈靜なるも亦怪しむるニ足らざる所なるが今日は早や維新前後ニ生れたる後進の人々も年を重ね經驗を積むニ從ひ活潑の運動を試んと欲するに至りし折柄市町村制の發布ありたれば人心大に引立ち專に青年社會は至る處に團結協力して將に爲すあらんとし又書縣會議員及び地方有志家は東京より壮士を聘などして昨秋同志會を設立して改進主義の擴張に盡力せしに目新らしきことて入會する者多く遂ニ縣內の各郡ニ支部を置き機關新聞を發兌せんとまでに至れり然のみならず彼の世上に評判高ク防長倶樂部は防長新聞ニ以てろの機關とし加ふるに其流行は水の卑きに就くが如く殆んど全世界に氾濫し人口盛にして野蠻人も開化人も悉く之に歸依せざるものなし驚くべきの事實とあらずや蓋し聰明睿智の人と雖も種々樣々の原因より成れる結果を唯一の原因に歸せんとするの弊は免かる可らざる所なり流俗の外あらず醫説に觀神經の衰弱症を認めて以て煙草過用の徴なりとするもの多しと雖も歐洲中にて士度は醫家の謂ゆる過度と稱する所の分量に均しけれども同國人中には觀神經の症に罹るもの甚だ稀なりと云ふ又世界中には小兒の未だ歩行する能はざる頃より喫煙を始め然かも其習慣は全國一般に行はるゝ所なり若しも前の醫説をして眞實無妄ならしめなば此國の成年者は悉皆盲者たらざるを得ざるの次第あらん右の如く喫煙に對する非難は何れも一斑を以て全豹を斷定せんとするの類として取るに足るものあしと雖も唯一の少しく聞くべきものは煙草を用ふる人にして其習慣を廢するときは心身の爽快を覺ゆべしといふの一事なり然れども一朝斷然として年來の習慣を廢するときは假令へよの習慣は善良なるものにても一時は大に心身を益するみとあり是れ即ち病を治ひるに變化療法を貴ぶ所以にして獨り喫煙の一事よのみ限るものにあらざるなり抑も眞成に喫煙の結果の利害を觀察せんとするよは一人一個の場合よ於けるのみならず數年間其習慣の下に在る數多の人に就き始めて眞相よ近きものを窺ふことを得べしヨハン シンクレーヤ氏は英國の養老院に於て樣々の不思議ある坐中某氏の持論を聞き其人の乙某氏に向て心ニ同席の乙某氏に向て意整ふを待て入り甲の手を握りて質問に取掛りて室內よては先ず甲の身體上に現はれたる其意中の人を中心に用ひ故なるやと尋ねんとも思は